**中野区公契約条例に関するお知らせ**

あなたのお仕事には「中野区公契約条例」が適用されます。

**この条例に基づき、中野区が定める賃金の下限額が定められています。**

（条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。）

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、中野区または受注者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

また、下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者（元請）が連帯して賃金を支払うことが定められています。

|  |  |
| --- | --- |
| 件 名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期限 | 令和　年　月　日 から 令和　年　月　日 |

**○中野区公契約条例が適用される労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用される労働者 | ①　受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）②　労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者③　自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方) |
| 適用されない労働者 | ①　同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ②　労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)③　最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)④　公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等)⑤　公契約に従事した時間が１ヶ月あたり３０分未満の者⑥　工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者) |

**○労働報酬下限額**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事請負契約 | 公共工事設計労務単価の９０％に基づき定める１時間あたりの金額 （別表参照） |
| 業務委託及び指定管理協定 | １時間あたり　１，３８０円（※） |

※　ただし、「軽井沢少年自然の家」における指定管理協定の労働報酬下限額は、**１時間当たり１，１８４円**とする。

**○申出をする場合の申出先**

労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。なお、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 発注者 | 中野区総務部契約課 | 〒164-8501中野区中野四丁目１１番１９号 | 03-3228-8903 |

【別表】工事請負契約　労働報酬下限額（単位：円／１時間あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職種 | 労働報酬下限額 |  | 職種 | 労働報酬下限額 |
| 01 | 特殊作業員 | ３，３６３ | 27 | 普通船員 | ３，４６５ |
| 02 | 普通作業員 | ３，０１５ | 28 | 潜水士 | ５，６１３ |
| 03 | 軽作業員 | ２，０８１ | 29 | 潜水連絡員 | ４，１０６ |
| 04 | 造園工 | ３，０４８ | 30 | 潜水送気員 | ３，９８２ |
| 05 | 法面工 | ３，７５７ | 31 | 山林砂防工 | ３，６１１ |
| 06 | とび工 | ３，７０１ | 32 | 軌道工 | ６，４５７ |
| 07 | 石工 | ３，６９０ | 33 | 型わく工 | ３，５６６ |
| 08 | ブロック工 | ３，４３１ | 34 | 大工 | ３，４２０ |
| 09 | 電工 | ３，６６７ | 35 | 左官 | ３，７１２ |
| 10 | 鉄筋工 | ３，６６７ | 36 | 配管工 | ３，２１７ |
| 11 | 鉄骨工 | ３，３３０ | 37 | はつり工 | ３，３８６ |
| 12 | 塗装工 | ３，８８１ | 38 | 防水工 | ４，０６１ |
| 13 | 溶接工 | ４，１６２ | 39 | 板金工 | ３，８４７ |
| 14 | 運転手（特殊） | ３，４３１ | 40 | タイル工 | ３，０４８ |
| 15 | 運転手（一般） | ２，８５７ | 41 | サッシ工 | ３，６１１ |
| 16 | 潜かん工 | ４，１６２ | 42 | 屋根ふき工 | ３，８１３ |
| 17 | 潜かん世話役 | ４，９８３ | 43 | 内装工 | ３，７１２ |
| 18 | さく岩工 | ４，４５５ | 44 | ガラス工 | ３，５５５ |
| 19 | トンネル特殊工 | ４，０２７ | 45 | 建具工 | ３，７１２ |
| 20 | トンネル作業員 | ３，４８７ | 46 | ダクト工 | ３，３３０ |
| 21 | トンネル世話役 | ４，５５６ | 47 | 保温工 | ３，１１６ |
| 22 | 橋りょう特殊工 | ３，９１５ | 48 | 建築ブロック工 | ３，６９０ |
| 23 | 橋りょう塗装工 | ３，９９３ | 49 | 設備機械工 | ３，１５０ |
| 24 | 橋りょう世話役 | ４，５６７ | 50 | 交通誘導警備員A | ２，２７２ |
| 25 | 土木一般世話役 | ３，６４５ | 51 | 交通誘導警備員B | １，９８０ |
| 26 | 高級船員 | ４，２９７ | 52 | 上記以外の職種、未熟練工等 | １，６１８ |